

令和7年度 奈良県森林審議会 制度及び指針等検討部会議事録 概要

1. 日時：令和7年7月10日（木） 14：00～16：30

2. 場所：修徳ビル 地下 大会議室

3. 出席委員

相河 真弓 委員、永田 晶三委員、北村 又左衛門 委員、谷奥 忠嗣委員、長島 啓子 委員、
水本 実 委員、山田 俊太朗委員、八代田 千鶴委員

4. 審議会の開会

(1) 定数報告

委員8名のうち8名の委員の出席があり、奈良県森林審議会規程第2条第2項の規定に基づき、本審議会は成立する旨事務局より報告した。

(2) 審議会の公開並びに議事録署名人の指名

・奈良県森林審議会規程第5条第1項の規定に基づき、今回の議案については非公開とすべき内容がないため公開とされた。傍聴人なし。

・議事録署名人には、永田委員と水本委員が指名された。

5. 議事及び報告事項

(1) 議事

「奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針」における施策の方針等について

【主な質疑等の内容】

1. 施策体系（案）について

意見：I（3）①の事業事例で「地域の中核となる林業事業体の育成」とあるが、具体的にはどのようなことを考えているか。

回答：意欲的な森林組合や事業体に対し、コンサル等の伴走支援等により、中長期的な計画を立て、人材を増やしていただく等の支援を検討している。

意見：先進的な林業機械導入量や、生産目標〇m3/年を〇年間、等、吉野の規模から見て困難な条件とならないようお願いしたい。

回答：事業体ごとに課題は異なるため、一律の基準ではなく、個々の課題を抽出し、それを解決する方向に調整したい。

意見：市町村でも森林組合でも優秀な人材を集めることに苦慮している。人材を集めるには優秀なリーダーが必要。フォレスターがリーダーとなって人材を集めることを今後の活動のひ

とつとして検討いただきたい。

回答：フォレスターアカデミーの同期や卒業生等の人脈もあり、そうしたネットワークを活用して参りたい。昨年度、フォレスターアカデミーに整備した交流サロンにおいて、フォレスター、在校生、関係者等が交流、情報交換を行っており、人材確保の一助にしたい。

意見：Ⅶ(4)①の事業例で、「木造建築を支える人材養成セミナー開催」の対象者が「設計士等」となっているが、大工の人材不足も今後の課題。大工や、建方工の養成も視野に入れていただきたい。

回答：大工の人材不足については、国交省や産業部局において取り組んでいる。

意見：Ⅱ(1)②に「混交林化の推進」がある。当初、混交林誘導整備事業では、一定面積皆伐を行い、広葉樹を植栽する方法だった。現在どのような施業方法となっているか。

回答：意見のとおり、当初はギャップを開けて広葉樹を植栽することとしていたが、現場からの意見も踏まえ、数本伐採して植栽する方法や、道側では支障木を伐採した後に植栽する方法、気象害や病虫害の被害木を伐採して植栽する方法等、柔軟な施業方法を認めている。奈良県フォレスターを派遣している市町村においては、フォレスター提案による施業方法を認めている。

意見：Ⅲ(2)②に「路網整備の推進」とあるが、路網は整備してもその維持管理が困難。市町村も支援するが、県としての支援を検討いただきたい。

回答：国庫補助金や交付金等既存の制度もある。具体の状況を確認したうえで必要があれば検討して参りたい。

意見：Ⅴ(2)②の事業例に「被害軽減に向けたツキノワグマの保護と管理」が追加された。法律が改正され、市街地でも市町村長の判断で猟銃の使用が可能となると聞いた。県においても国の方針に沿った計画変更をお願いしたい。

回答：現在、第13次鳥獣保護管理事業計画にツキノワグマを管理すべき対象として追加し、国のガイドラインに基づき第5次ツキノワグマ保護管理計画を第6次計画に改訂して保護重視から管理へと方針を転換する予定。現在パブリックコメントを実施しており、今後市町村とも連携しながら進めて参りたい。

意見：Ⅵ(1)①の事業例に「吉野材の文化・歴史的な背景の体系的整理」がある。これまでの取組は、「県産材」全体だったと思うが、吉野材に特化した取組にも力を入れていただきたい。

意見：Ⅴの事業例に「レクリエーション活動」という言葉が多く出てくるが、その内容は物・施設・心理的活動・肉体的活動と多岐に渡る。また、高齢者と若者でも言葉から連想するイメージが異なる。具体的にはどのような取組を想定しているか。

回答：Ⅴ(2)①に「フォレスターアカデミーの学生等による森林レクリエーション活動の実施」を挙げた。学生が企画し、一般を対象にレクリエーション活動を実施するカリキュラムがあ

るが、特段、対象を限定しておらず、企画内容は様々。いい事例があれば横展開等検討したい。

意見：Ⅱ（１）①②、Ⅳ（１）①②が「混交林化の推進」「皆伐後再造林の促進」と中・小施策が同じ文言、事業例も同じ内容となっている。結果として取組内容は同じかも知れないが、同じ文言であることは違和感がある。

回答：再度検討させていただく。

2. 指標項目（案）について

意見：皆伐後再造林がなされない森林や、植林してもシカの食害等により成林しない森林があると聞いた。指標項目にはないが、皆伐後再造林の割合を教えてください。

回答：現在資料を持ち合わせていないため、後日回答させていただきたい。

意見：指標項目を中施策に１つと整理されているが、小施策があるのにその成果を検証する指標項目がないことについて、どのように考えているのか。

回答：今回、対外的に分かりやすくするため、指標項目は中施策にひとつと整理した。当然、県としてはその他の数値も追いかけてながら現状分析・評価等は実施していく。

意見：Ⅲ（３）の指標が、「木材生産量」となっているが、事業体にとって一番関心があるのは A 材の生産量。前回の指標では A 材・B 材・C 材の内訳があったが、これはなくなるのか。

回答：現在生産量の全体量の目標値を検討しているが、総量を確定した時点で A 材・B 材・C 材それぞれの内訳は提示したい。

意見：Ⅳ（２）③で、現指針ではニホンジカの捕獲頭数が指標項目であるが、これはなくなるのか。現指針で目標達成に近い状況だが、課題は解決されたとの認識か。

回答：今回、中施策に１つの指標項目と整理するなか、捕獲数を指標項目から外しているが、課題が解決したとは考えていない。小施策としては「ニホンジカ生息密度の適正化」は掲げており、引き続きニホンジカの捕獲も実施していく。

意見：Ⅳ（２）③の指標項目として「生物多様性の言葉の認知度」とあるが、曖昧な印象を受ける。例えば環境省で進めている OECM 等、保全されているエリアの面積や指定数を検討できないか。

回答：まずは生物多様性に関心のない方への普及啓発に取り組みたいとして、「生物多様性なら戦略」の指標項目として設定しており、こちらでも同様に設定させていただいた。

意見：普及啓発のための施策があつての目標値かと思う。同じ認知度でも生物多様性を高めるための森林づくりの施策についての認知度等検討できないか。

回答：森林づくりの施策に関する指標項目について、再度検討したい。

意見：VI(2)の指標項目が支援事業者の商談成立件数となっている。前回、営業活動支援からブランド戦略にシフトチェンジすることだったが、依然として営業活動支援を想起させる。県産材のファンづくりや支援の質的なことを指標にした方が、今回の方針転換に合うのではないか。

回答：再度検討させていただく。

意見：VII（2）は県産材利用の促進となっているが、指標項目が「建築物の木造率」となっている。県産材の利用率を指標項目にできないか。

回答：統計上、県産材の利用率は直接把握できないことから、指標項目としては「建築物の木造率」とさせていただいた。

意見：県の施策による県産材利用に関する直接的な効果が把握できるような指標にできないか。

回答：再度検討させていただきたい。